

○宮崎大学医学部附属病院病院 I R 部規程

〔平成 30 年 11 月 21 日
制 定〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第 14 条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院病院 I R 部（以下「病院 I R 部」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 病院 I R 部は、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 医療情報活用の基盤整備に関すること。
- (2) 経営分析、経営改善戦略の提案に関すること。
- (3) 臨床研究のためのデータ分析に関すること。
- (4) 医療安全のためのデータ分析に関すること。
- (5) 医療人育成のためのデータ分析に関すること。
- (6) データ分析に関する教育に関すること。
- (7) 医療従事者の適切な人材確保のための情報収集、分析に関すること。
- (8) 田野病院の病院情報システムに関すること。

(病院 I R 部長及び病院 I R 部副部長)

第 3 条 病院 I R 部長は、病院 I R 部の教授をもって充てる。

2 病院 I R 部副部長は、病院規程第 9 条第 4 項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第 4 条 病院 I R 部に病院規程第 9 条第 2 項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員
- (2) その他の職員

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、病院 I R 部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 宮崎大学医学部附属病院医療情報部規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び宮崎大学医学部附属病院医療情報委員会規程（平成 19 年 1 月 24 日制定）は、廃止する。